

起業を目指すあなたを支援します！



新しく商売を始めたいけど、お店を建てたり、必要な機械や設備を用意したりするためには、お金が掛かるよなあ…

剣淵町では、新たに起業を目指す方に対して、起業のために必要となる工事請負費や備品購入費等について、最大で300万円を補助（補助対象経費の2分の1）します。

【制度の概要】

- ・対象者 個人 現在事業を営んでいない者及び現在営んでいる事業と異なる分野の事業を始めようとする者（起業後2年以内に法人化する計画であることが条件となります）
法人 現在営んでいる事業と異なる分野の事業を始めようとする者
※5年以上継続して事業を展開する見込みのある者
- ・申請方法 補助金交付要綱に基づき、起業化計画書や補助金交付申請書などの関係書類を提出します。
- ・審査 起業化計画の実現性などに係る審査を行うため、関係者による審査委員会を開催しますので、申請者には、起業化計画に係る説明（プレゼンテーション）をしていただきます。

【注意事項】

- ・補助金の交付が決定されたときは、当該年度中に事業が完了されなければなりません。
 - ・事業完了後は、毎年、事業の進捗状況に係る報告書を提出しなければなりません。
 - ・事業完了後5年を経過する前に、補助金により整備した設備を他の目的で使用したり、町の承認を受けずに処分したりした時など、要綱で示す事項に該当した場合は、交付した補助金を返還していただく場合があります。
- ※詳しくは、「剣淵町起業化支援事業補助金交付要綱」をご参照ください。

■補助金交付要綱や各種申請書類は、剣淵町役場ホームページからダウンロードすることができます。 <http://www.town.kembuchi.hokkaido.jp/>

■詳しいことは、剣淵町役場までお問い合わせください。

〒098-0392 上川郡剣淵町仲町37番1号 剣淵町役場 町づくり観光課
TEL 0165-34-2121（代表） FAX 0165-34-2590
E-mail syoukou@town.kembuchi.hokkaido.jp